

財務諸表の承認について

【地方独立行政法人法第34条関係に係る点検】

- 確認の方針・・・合規性の遵守の観点から確認を行った。

チェック内容	チェック結果
①提出期限は遵守されたか (法第34条①)	・6月30日に財務諸表等を受理
②必要な書類は全て提出されたか (法第34条②)	・提出された書類 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書） ② 決算報告書 ③ 事業報告書 ④ 監事及び会計監査人の意見
③財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事及び会計監査人の意見はないか	・監事の監査報告書、会計監査人の監査報告書ともに、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はなかった

【公営企業型地方独立行政法人会計基準に係る点検】

- 確認の方針・・・表示内容の適正性の観点から確認を行った。

チェック内容	チェック結果
①記載すべき事項について、明らかな遺漏はないか。	・表示科目、会計方針、その他注記等の遺漏はないことを確認した
②計数は整合しているか	・合計等の基本的な計数について整合を確認した
③書類相互間における数値の整合は取れているか	・主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合を確認した
④行うべき処理等を行っているか	・以下の事項について遺漏等がないことを確認した ① 事業報告書の確認 ② 利益の処分の遺漏 ③ 大阪府以外からの長期借入 ④ 短期借入金の限度額超過 ⑤ 余裕金の運用 ⑥ 条例で定める重要な財産にかかる処分等
⑤運営費負担金に係る会計処理は適正か	・適正な会計処理が行われていることを確認した

地方独立行政法人法

（財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

大阪府地方独立行政法人法施行細則

（財務諸表）

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

参考：利益の処理の特例

地方独立行政法人法

（利益及び損失の処理の特例）

第84条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第40条第1項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てる場合には、第40条第3項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。